⑼　無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者 ⑽　航空運送代理店業を経営する者 ２　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機若しくは無人航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 ３・４　（略） （立入検査の拒否等の罪） 第158条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。 ⑴　第47条第３項又は第134条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 ⑵　第134条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 ⑶　第134条第２項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。	（新設） ⑼　航空運送代理店業を経営する者 ２　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 ３・４　（略） （立入検査の拒否等の罪） 第158条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 ⑴　第47条第２項又は第134条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 ⑵　第134条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 ⑶　第134条第２項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者
（略）	（略）

第５号様式（附則第４条関係）

（表）

（略）	（略）
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 附　則 （共用空港特定運営事業に係る航空法の準用） 第６条　航空法第47条（第２項第５号を除く。）、第47条の２及び第47条の３の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第47条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港等及び航空保安施設」とあるのは「同法附則第２条第１項第１号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）及び同項第３号イに規定する共用空港航空保安施設」と、「当該施設」とあるのは「、民間航空専用施設及び同号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第３条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第２項第４号中「空港等」とあるのは「前項の施設（民間航空専用施設に限る。）」と、同条第３項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２（見出しを含む。）及び第47条の３第１項中「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第47条の２第２項中「空港（空港」とあるのは「民間航空専用施設（共用	（略） 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 附　則 （共用空港特定運営事業に係る航空法の準用） 第６条　航空法第47条から第47条の３までの規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第47条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第５条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港に」とあるのは「同法附則第２条第１項第１号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）に」と、「当該施設」とあるのは「、民間航空専用施設及び同法附則第２条第１項第３号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第３条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第２項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２（見出しを含む。）及び第47条の３第１項中「空港保安管理規程」とあるのは「民間航空専用施設保安管理規程」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第47条の２第２項中「空港（空港」とあるのは「民間航空専用施設（共用空港」と、「、空港の設置者」とあるのは「、国土交通大臣」と、「この条、第55条の２第２項及び第148条第４号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」と